

有害情報

インターネット上の不適切な情報

インターネット上には不適切な情報がたくさん発信されているが、それらの情報は「**違法な情報**」と「**違法ではないが有害な情報**」に分けられる。

法令の規定に違反したり、他人の権利を侵害したりする情報が「違法な情報」であり、それ以外の社会通念上好ましくないと思われる情報が「有害な情報」である。

この「違法な情報」は、「**権利侵害情報**」と「**その他の違法情報**」に分けられる。

「権利侵害情報」とは、「〇〇は能力がゼロだ」といった刑法上の名誉毀損や侮辱などに当たる情報や、楽曲データの無断公開及び著作権違反となる物品の販売広告など著作権を侵害する情報などが含まれる。

「その他の違法情報」には、児童ポルノやわいせつ物の公開、売春の周旋、賭博、詐欺、悪質商法などの疑いのある広告などが含まれる。

これらは刑事罰の対象となる犯罪行為であり、取り締まりの対象となる。

「違法ではないが有害な情報」は、「**公序良俗に反する情報**」と「**青少年に有害な情報**」に分けられる。

「公序良俗に反する情報」とは、死体の写真など人の尊厳を害する情報や刑法上の名誉毀損、犯罪に至らない誹謗中傷、個人情報の流布、犯罪方法の教示、銀行口座や毒劇物の販売広告、差別的な内容、犯罪被害者等の心情を逆なでする内容のものが挙げられる。

「青少年に有害な情報」には、出会い系サイトの広告や成人向けの情報、暴力を賛美し、あるいは残虐な写真を内容として少年の健全な育成を阻害する情報などが挙げられる。

なぜインターネットには有害情報があるのか

インターネットは、誰もが情報発信できる双方向性を備えたメディアである。従来のマスメディアのように、情報発信に携わる専門家がいて、職業倫理

やその他のルールに基づいた観点からいくつもの段階で情報を選別・評価した上で、有害性が除去された情報を発信するという仕組みにはなっていない。

インターネットは誰もが思いついた情報をそのまま発信できる。ブログが炎上したり、ネットいじめが横行したりするのも、このようなインターネットの双方向性にあるといえる。

有害情報への対応

インターネット上から不適切な情報を取り除くことはできないが、同時にインターネットは必要不可欠な情報基盤であり、使わないという選択肢はない。有害情報に配慮しながらインターネットを上手に使っていくというスタンスにならざるをえない。

このため、有害情報への対応するために、まず**フィルタリング**(→p.79)などを普及促進させ、より使いやすいシステムにすることが求められる。

また、利用者の教育として、**メディアリテラシー**(→p.98)や**情報モラル**(→p.47)を子どものうちから身に付けてさせおくことも大切である。

万一、有害情報に接して被害を受けた場合に具体的にどのような機関の窓口にご相談すればよいか周知徹底し、社会全体で有害情報の被害を防ぐ取り組みが求められるだろう。

